

## 裾野市インターンシップの取扱いに関する合意書

裾野市（以下「甲」という。）と本校（本申込に係る学生の所属大学・短期大学・高等学校等をいい、以下「乙」という。）の間において、インターンシップの取扱いについて、以下のとおり合意する。

### 第1 目的

インターンシップは、乙に所属する学生等の職業意識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的とする。

### 第2 学生実習生の派遣及び受け入れ

乙は、本申込に係る学生を実習生として甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

### 第3 実習時間

学生実習生が実習を行う時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、甲が必要と認めたときは、別に実習時間を定めることができる。

### 第4 身分及び報酬等

- (1) 学生実習生は、乙の学生等としての身分を保有したまま実習を行うものとし、甲は、学生実習生に甲の職員としての身分を与えない。
- (2) 甲は、学生実習生に対して報酬、賃金、手当その他の金品を支給しない。ただし、甲が必要と認める出張に係る旅費の実費弁償については、この限りではない。

### 第5 学生実習生の服務

- (1) 乙は、学生実習生に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。
  - ア 市職員の指示に従い、実習期間中は実習に専念し、法令を遵守すること。
  - イ 甲の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行わないこと。
  - ウ 実習上知り得た情報を、実習期間中のみならず、実習を終えた後も漏らさないこと。
  - エ 病気等のため予定されていた実習を受けることができないときは、あらかじめ受入所属にその旨連絡すること。
- (2) 学生実習生は、(1)の規定を遵守するため、甲に対し誓約書を事前に提出しなければならない。

### 第6 実習の中止

- (1) 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、実習を中止することができる。
  - ア 学生実習生が第5(1)の規定による服務義務に反する行為を行ったとき。
  - イ 実習を継続することにより業務に支障が生じ、又は生じるおそれがあるとき。

ウ 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

(2) 甲は、(1)の規定により、実習を中止する場合は、その旨を乙に通知するものとする。

## **第7 実習に係る事故責任等**

(1) 乙又は学生実習生は、実習中及びその往復中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中及びその往復中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

(2) 乙又は学生実習生は、(1)の規定により傷害保険及び損害賠償保険に加入したときは、その加入を証する書類の写しを甲に提出しなければならない

(3) 学生実習生が、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙及び学生実習生は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

## **第8 実習の証明**

甲は、乙が学生実習生の実習内容等についての証明を求めたときは、これを応じるものとする。

## **第9 個人情報の保護**

甲は、実習生の個人情報を本実習の目的のみに使用するものとし、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

## **第10 その他**

この協定に定めのない事項及び疑義が生じたとき並びに変更の必要が生じたときには、甲乙協議の上、決定するものとする。